

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	製菓衛生師法施行令			法令の番号	昭和41年政令第387号				
許認可等の種類	免許証の再交付			根拠条項	第6条第1項				
審査基準	佐賀県において製菓衛生師免許証の交付を受けた者で、免許証を破り、よごし、又は失った者であること。								
	受付機関	保健福祉事務所 生活衛生課（県外）	処理機関	生活衛生課	交付機関	保健福祉事務所 生活衛生課（県外）	標準処理期間	15日	目次
							標準経由期間	8日	NO